

第1 指導グループから
IV 各種届出等に関すること

1 メールアドレスや電話番号、FAX番号の変更の際の手続き

事業所のメールアドレスや電話番号、FAX番号が変更となった際、連絡先変更報告書を障害保健福祉課指導グループまでメール又はFAXにて提出してください。

また、連絡先変更報告書の様式データは以下に掲載しています。

(掲載先)

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 > 障害福祉サービス等事業者の皆様へ >

3. 指定・指導関係の様式

(URL)

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/syoghuku/welfare/jiritu/joho.html>

2 事業所において事故があった際の報告

障害者総合支援法や児童福祉法において、サービスの提供により事故が発生した際、事業所は、指定権者、市町村（支給決定市区町村）、当該利用者家族等に連絡を行う必要があるとされています。

連絡の際の報告様式は事業所の任意の様式で構いませんが、参考までに事故内容報告書の様式データを掲載していますので、必要に応じてご活用ください。

(掲載先)

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 > 障害福祉サービス等事業者の皆様へ >

3. 指定・指導関係の様式

(URL)

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/syoghuku/welfare/jiritu/joho.html>

3 業務管理体制の届出

平成24年4月より、事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務づけられています。業務管理体制とは不正事案の発生防止の観点から、事業者において、事業運営の適正化を図るための体制のことをいいます。具体的には、事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、開設する事業所の数に応じ、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備、外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われることが必要とされます。

そのため、以下を確認し、届出していない事業者は、すみやかに体制の整備を行い、届出してください。また、既に届出済みの事業者については、既に届出ている内容と現在の体制等に変更がないかご確認いただき、変更がある場合は届出してください。

(1) 業務管理体制の届出が義務づけられる事業者の種類

【障害者総合支援法に基づくもの】

- ア. 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- イ. 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

- ウ. 指定障害児通所支援事業者
- エ. 指定障害児入所施設
- オ. 指定障害児相談支援事業者

(2) 届出書の内容

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名
	” 主たる事業所の所在地
	” 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」(注1)の氏名、生年月日
事業所等の数が20以上の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」(注2)の概要
事業所等の数が100以上の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

(注1) 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

(注2) 業務が法令に適合することを確保するための規程

(3) 事業所の数え方

事業所の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所と数えます。

事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。

例えば、同一の事業所が、居宅介護事業所と重度訪問居宅介護事業所としての指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとなります。

(4) 届出様式（浜松市への届出の場合）

届出が必要となる事由ごとに以下の様式を提出してください。

また、様式のデータは以下に掲載しています。

(掲載先)

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 > 障害福祉サービス等事業者の皆様へ >

3. 指定・指導関係の様式

(URL)

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/syoghuku/welfare/jiritu/joho.html>

届出が必要となる事由		様式
1	業務管理体制の整備に関して届け出る場合	障害者総合支援法施行規則第9号様式 児童福祉法施行規則第7号様式
2	事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合	障害者総合支援法施行規則第9号様式 児童福祉法施行規則第7号様式
3	届出事項に変更があった場合	障害者総合支援法施行規則第10号様式 児童福祉法施行規則第8号様式

- ・現在、上記1の届出をしている場合であっても、今後、上記2及び3の届出が必要となった場合には、遅滞なく届け出先の行政機関に届け出てください。
- ・上記2の届出は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出てください。
- ・上記3について、事業所等の数に変更が生じても整備する業務管理体制が変更されない場合、法令遵守責任者の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合は届出の必要はありません。

(5) 届出書の届出先

	事業所等の区分	届出先	備考
①	指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省	厚生労働本省 障害保健福祉部 監査指導室
②	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者等	市町村	
③	①及び②以外の事業者等	都道府県	

(6) 業務管理体制の確認検査

総合支援法及び児童福祉法の規定により、業務管理体制の届出のあった法人（施設・事業所）に対して検査を実施します。

(ア) 検査の種類

【一般検査】

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、実地指導等の際に実施します。

- ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容（※1）
- ・業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容（※2）

※1は中規模及び大規模事業者、※2は大規模事業者が対象

【特別検査】

事業者等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施します。

- ・業務管理体制の問題点を確認し、その内容を検証
- ・指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証

(イ) 検査実施機関

(5) の届出先と同じ機関が行います。

4 障害福祉サービス等情報公表システムへの登録等

平成 30 年 4 月 1 日より、障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。障害福祉サービス等情報の報告及び公表にあたっては、障害福祉サービス等が圏域を超えて提供されている実態を踏まえ、利用者等の利便性を確保するために、インターネット上で全国の施設・事業所の障害福祉サービス登場が閲覧、検索できるよう、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて一元的に行うこととしています。

各事業所におかれましては、毎年度作成される実施要綱に基づき、定められた期限までに当該システムで公表している内容の更新をしてください。

『付属資料』

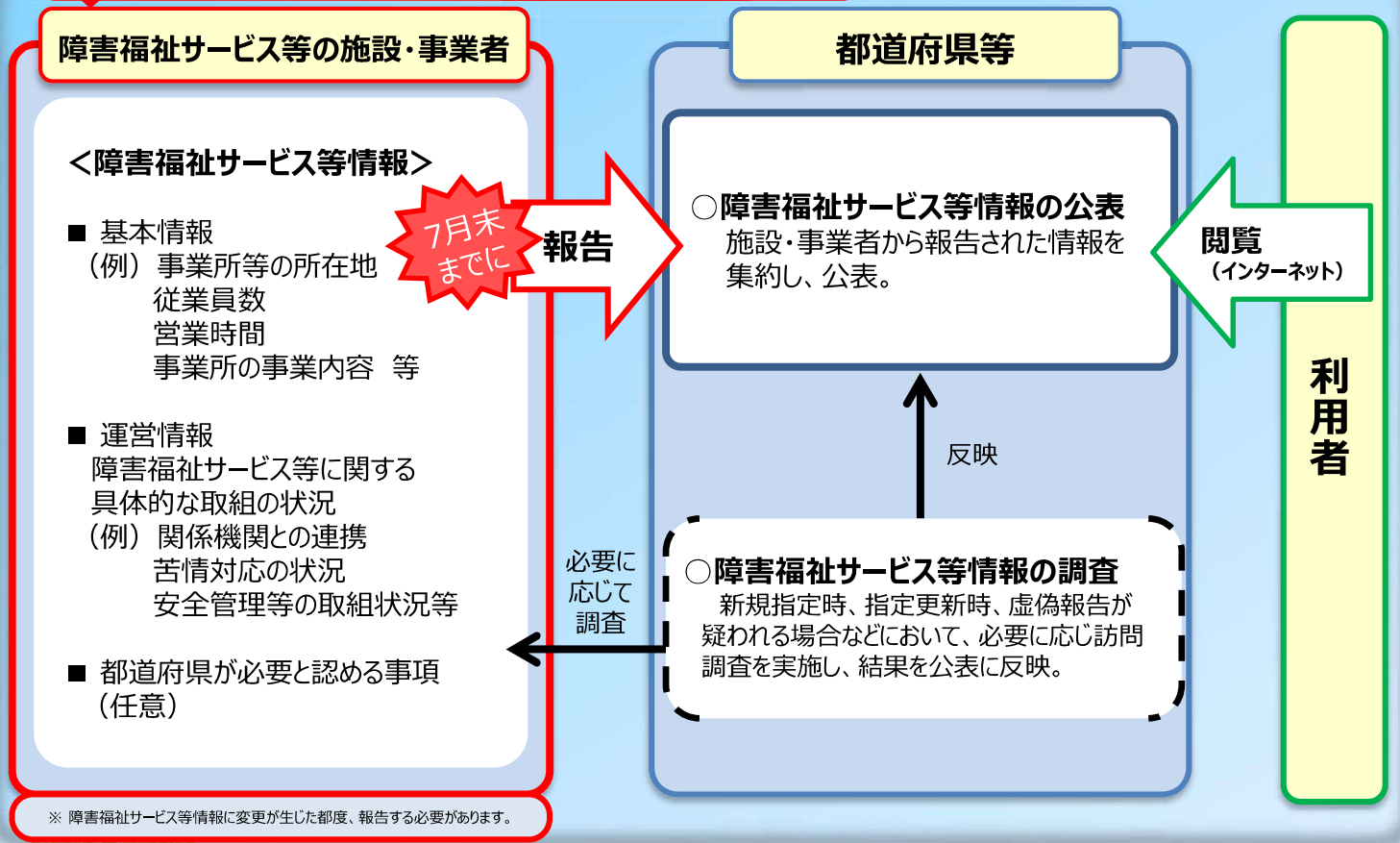
「障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内」

障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内

平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっていました。
- このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、① 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設しました。

! 障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告する義務があります




○ 下記サービス（基準該当サービスは除く）の指定を受けている事業者及び当年度中に新規指定を受けてサービスを提供しようとする事業者が報告の対象となります。

1.居宅介護	6.生活介護	11.自立訓練（生活訓練）	16.就労定着支援	21.地域相談支援（定着）	26.放課後等デイサービス
2.重度訪問介護	7.短期入所	12.宿泊型自立訓練	17.自立生活援助	22.福祉型障害児入所施設	27.居宅訪問型児童発達支援
3.同行援護	8.重度障害者等包括支援	13.就労移行支援	18.共同生活援助	23.医療型障害児入所施設	28.保育所等訪問支援
4.行動援護	9.施設入所支援	14.就労継続支援 A 型	19.計画相談支援	24.児童発達支援	29.障害児相談支援
5.療養介護	10.自立訓練（機能訓練）	15.就労継続支援 B 型	20.地域相談支援（移行）	25.医療型児童発達支援	

障害福祉サービス等情報の報告手順について

障害福祉サービス等情報の報告については、「障害福祉サービス等情報公表システム」をご利用ください。

手順1

 このマークは、障害福祉サービス等情報公表システムで事業者が行う手続きを示しています。

事業者 事業所を所管する都道府県等に法人・事業所基本情報を報告してください。

○ 都道府県等担当者が、情報公表システムに法人の基本情報等を入力します。

(※) 昨年度、都道府県等担当者が、事業者の基本情報について既に登録を行った事業者宛てには、情報公表システムよりID等を5月8日(火)に通知しています。もし、事業者宛にID等が届いていない場合は、下記お問合せ先までご連絡ください。

手順2

○ 情報公表システムより、ログインID・パスワードが通知されます。

事業者 ID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。

手順3

事業者 入力内容を確認後、都道府県等へ報告します。

- 都道府県等担当者が、申請内容を確認し、以下の手続きを行います。
- ・ 内容に不足等があれば、差し戻します。**事業者** (修正の上、再度報告します。)
 - ・ 内容に特段問題がなければ、承認します。

7月末
までに報告してください。*

※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

○ 都道府県等による承認後、報告内容がWAM NETに公表されます。

(※) 平成30年度においては、9月末を目途に全国一斉に公表する予定です。

☆ **浜松市** からの障害福祉サービス等情報公表制度に関するお知らせをご確認ください。

検索

「事業者の方へ」
→障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務
→情報公表制度について

☆ WAM NETにおいて、本システムに関するお知らせや操作説明書(マニュアル)等の資料を掲載していますので、是非ご活用ください。

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>



お問い合わせ先：浜松市

障害保健福祉課 指導グループ (電話番号：053-457-2860)

5 避難確保計画

平成29年6月の水防法の改正に伴い、※1洪水及び土砂災害リスクの高い区域にある
※2要配慮者施設（以下「施設」という。）の管理者に避難確保計画（以下「計画」という。）
の作成及び避難訓練の実施を義務化し、利用者の確実な避難確保を図るようになりました。
計画の作成については、「避難確保計画作成・避難訓練実施の義務化について」（平成30年
5月2日付浜健障第108号）において、通知しているところですが、改めて通知内容をお
知らせいたしますので、計画の作成及び提出をしていない施設についてはすみやかに計画
作成及び提出をするようにしてください。（洪水及び土砂災害リスクの高い区域に該当しな
い施設は計画の作成及び提出は不要です。）

※1 洪水及び土砂災害リスクの高い区域

浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域を指します。

※2 要配慮者利用施設

水防法、土砂災害防止法等における要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療
施設その他の主として防災上の配慮を要する者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配
慮を要する者）が利用する施設を指します。

なかでも社会福祉施設とは、障害者支援施設・地域活動支援センター・障害福祉サービ
ス事業の用に供する施設・児童福祉施設・障害児通所支援事業の用に供する施設などを指
します。

（1）洪水及び土砂災害リスクの高い区域の確認方法

施設が浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域に存するか、以下にて確認してくだ
さい。

※浜松市内の浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域の確認方法

浜松市防災マップにおいてレイヤー選択により、施設が区域に該当するか確認ができます。
浜松市ホームページ → 検索「浜松市防災マップ」 → 関連リンク「浜松市防災マップ」
→ レイヤーリストの中から、浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域を選択



The image shows a screenshot of the Hamamatsu City Disaster Map. The map displays various colored zones: blue for flood risk, red for special landslide risk, and yellow for general landslide risk. A 'Layer List' (レイヤーリスト) panel is visible on the right side of the map, showing several layers with checkboxes. The map is centered on a coastal area of Hamamatsu City, with the Sagami River and surrounding urban areas visible.

(2) 洪水及び土砂災害リスクの高い区域に存する施設が行う必要があること

・計画の作成・提出

計画の作成及び提出をしていない施設については、速やかに作成及び提出をお願いします。また、既に計画を提出している施設において、計画の変更を行った場合は、変更後の計画の提出をお願いします。

・避難訓練の実施

作成した計画に基づく避難訓練を年1回以上実施してください。

なお、他の規定に基づき既に同様の情報伝達訓練や避難訓練を実施している場合は、当該訓練の実施をもって代えることができます。

※災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合は、その旨を従業員等に周知願います。

(3) 作成する様式

付属資料に記載の方法により、届出書の様式をダウンロードし、作成をお願いします。以下に応じて作成する様式が異なりますのでご注意ください。

新規で計画を作成する場合 ⇒ 「避難確保計画作成届出書」

施設に変更や廃止があった場合 ⇒ 「避難確保計画作成等変更・廃止届出書」

(4) 提出方法・提出先

(3) において作成した各様式について、以下により提出してください。

【提出方法】メール、持ち込み、郵送（メールの場合は、PDFデータにて提出）

※持ち込み、郵送の場合の提出部数は1部としてください。

【提出先】浜松市健康福祉部障害保健福祉課

〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2 浜松市役所本館2階

メールアドレス syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

『付属資料』

「避難確保計画作成・避難訓練実施の義務化について」（平成30年5月2日付浜健障第108号）

要配慮者利用施設 管理者 様

障害保健福祉課長

避難確保計画作成・避難訓練実施の義務化について

日ごろ、本市の障害福祉施策に御理解、御協力を賜り、ありがとうございます。

さて、平成29年6月の水防法及び土砂災害防止法の一部改正により、浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設において、避難確保計画作成・避難訓練の実施が義務化となりました。

つきましては、貴施設が上記区域内に該当することから、義務化の対象となりますので、改正事項を御確認の上、書類の提出をお願いします。

記

1 法改正の概要（要配慮者利用施設関連箇所抜粋）

法令	事項	改正前	改正後	条項
水防法	避難確保計画作成・提出	努力義務	義務	第15条の3（1項、2項）
	訓練の実施	努力義務	義務	第15条の3（5項）
土砂災害防止法	避難確保計画作成・提出	（新規）	義務	第8条の2（1項、2項）
	訓練の実施	（新規）	義務	第8条の2（5項）

◎浜松市対象施設

- ・浸水想定区域内に存する要配慮者利用施設【対象河川 → 天竜川、馬込川、芳川などの主要河川】
- ・土砂災害（特別）警戒区域内に存する要配慮者利用施設

※浜松市内の浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域の確認方法については**裏面参照**

2 避難確保計画作成・提出

(1) 提出書類

避難確保計画作成届出書、避難確保計画 各1部

(2) 提出方法

メール、窓口、郵送

[メールの場合は、PDFデータにて提出]

(3) 提出先

浜松市健康福祉部障害保健福祉課

〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2 浜松市役所本館2階

メールアドレス syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(4) 提出期限

平成30年5月31日（木）まで

作成方法は、別紙1のとおり

3 避難訓練の実施

作成した避難確保計画に基づく避難訓練を年1回以上実施してください。

なお、他の規定に基づき既に同様の情報伝達訓練や避難訓練を実施している場合は、当該訓練の実施をもって代えることができます。

※災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合は、その旨を従業員等に周知願います。

4 地域防災計画への記載

浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域内にある要配慮者利用施設は、水防法及び土砂災害防止法により、浜松市地域防災計画に名称と所在地を記載することが定められていますので、ご留意ください。【水防法第15条第1項、土砂災害防止法第8条第1項】

5 避難確保計画の取扱い

- (1) 避難確保計画を作成、提出後は、計画の変更を行わない限り、再提出の必要はありません。
- (2) 作成した避難確保計画を施設用として印刷し、平常時から確認できるように保管しておいて下さい。
- (3) 避難確保計画の策定状況及び避難訓練の実施状況については、随時調査を行い、計画未策定の場合には施設名を公表することがあります。

6 その他

避難や防災に関する情報収集の手段として、「浜松市防災ホットメール」の登録をお勧めします。（登録方法は、別紙2のとおり）

7 問合せ先

（制度・手続き）

浜松市障害保健福祉課 電話：053-457-2860

（防災情報）

浜松市危機管理課 電話：053-457-2537

※浜松市内の浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域の確認方法

浜松市防災マップにおいてレイヤー選択により、施設が区域に該当するか確認ができます。
浜松市ホームページ → 検索「浜松市防災マップ」 → 関連リンク「浜松市防災マップ」
→ レイヤーリストの中から 浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域を選択



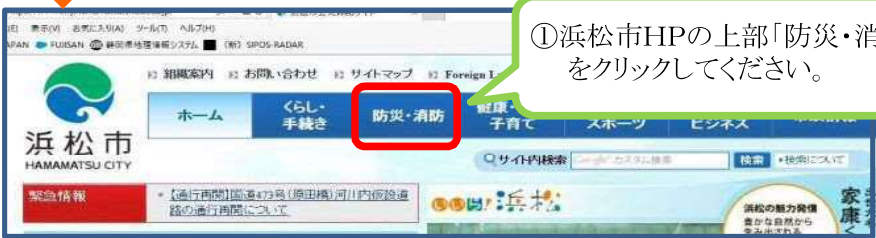
◎避難確保計画の作成について

別紙1

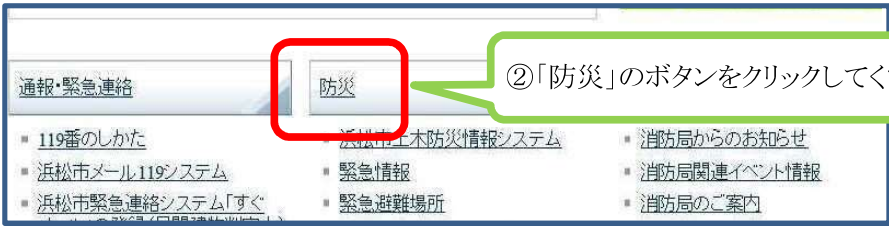
作成方法

浜松市公式ホームページから避難確保計画の作成を行います。

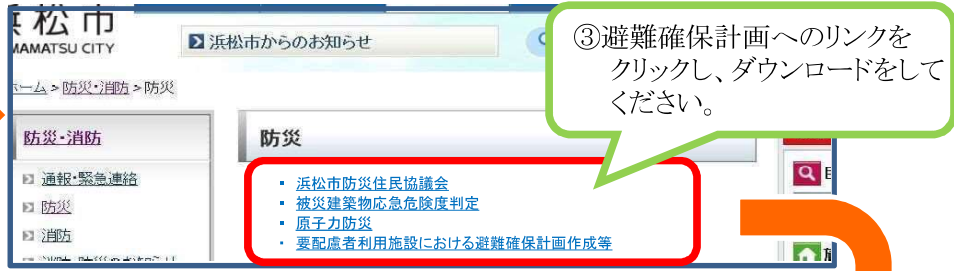
浜松市公式ホームページURL
<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/bosai/bosai/index.html>
 または「浜松市役所ホームページ」で検索をお願いします。



①浜松市HPの上部「防災・消防」のタブをクリックしてください。

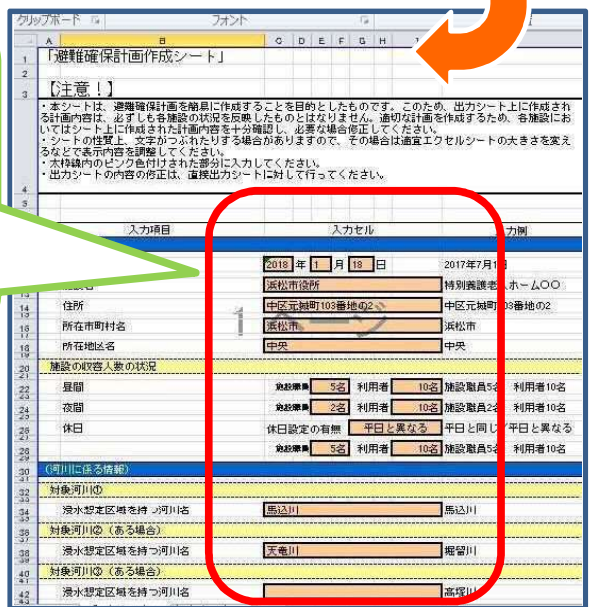


②「防災」のボタンをクリックしてください。



③避難確保計画へのリンクをクリックし、ダウンロードをしてください。

④避難計画の作成について
 こちらは簡易版の避難計画作成ツールになります。エクセルファイル内、「入力シート」に入力します。「出力シート」から提出様式での印刷が可能です。是非ご利用ください。
 ※土砂災害・洪水共にほぼ同じ入力欄です。記入漏れ・間違いのないようご注意ください。



上記の方法で作成できる書類

- 1 新規で避難確保計画を作成・提出する場合
 ・避難確保計画(以下「避難計画」) 1部
- 2 施設等に変更や廃止があった場合
 (既に一度届出書と避難計画を提出している場合)
 ※計画内の変更であれば、避難計画も提出する。1部

避難計画作成にあたり、浜松市役所ホームページ内に避難確保計画作成の手引き(水害編・土砂災害編)を掲載しておりますので、作成時に参考にしてください。

裏面は届出書の作成について

◎避難確保計画作成届出書・変更廃止届出書の作成について

作成方法

浜松市公式ホームページから各届出書の作成を行います。

表面①から③までは同じ手順で文書のダウンロードができます。

1 新規で避難確保計画を作成・提出する場合

・避難確保計画作成届出書(以下「届出書」) 1枚

避難確保計画作成届出書

【あて先】 浜松市界

平成 年 月 日

届出者【要配慮者利用施設の所有者・管理者】
所在地【住所】
代表者氏名
電話【 】

※避難確保計画を3年ごとに更新し、変更したものを届け出ます。

施設の名称	
施設の所在地【住所】	
届出事項	避難確保計画
【提出資料等】 問い合わせ先	姓 名
	担当名
	電 話
	FAX
	Eメール
※変更 件 数	※届出 数 額

備考1 この用紙の文字を、日本工業規格とすること。
2 ※※欄は記入しないこと。

・「施設名称」
・「施設の所在地(住所)」を
ご記入ください。

後日確認のため連絡を
させていただく場合が
あります。
**必ず 連絡先と担当者名
のご記入をお願いします。**

2 施設等に変更や廃止があった場合

(既に一度届出書と避難計画を提出している場合)

・避難確保計画作成等変更・廃止届出書(以下「変更・廃止届」) 1枚

避難確保計画作成等(変更・廃止)届出書

【あて先】 浜松市界

平成 年 月 日

届出者【要配慮者利用施設の所有者・管理者】
所在地【住所】
代表者氏名
電話【 】

※変更届出書は3年ごとに更新し、変更したものを届け出ます。

<input type="checkbox"/>	施設の名称	変更前	変更後
<input type="checkbox"/>	代表者氏名		
<input type="checkbox"/>	施設の所在地【住所】		
<input type="checkbox"/>	届出事項	避難確保計画(全部・一部・廃止)	
施設の利用、その他特記事項 (変更の場合は主要な変更事項)			
【提出資料等】 問い合わせ先	姓 名		
	担当名		
	電 話		
	FAX		
	Eメール		
※変更 件 数	※届出 数 額	※届出 数 額	※届出 数 額

備考1 この用紙の文字を、日本工業規格とすること。
2 ※※欄は記入しないこと。

・丸つけをお願いします。

後日確認のため連絡を
させていただく場合が
あります。
**必ず 連絡先と担当者名
のご記入をお願いします。**

・レ点を忘れないようにお願いします。

・**変更前と変更後**を
ご記入ください。

・上記変更箇所以外の
変更等の場合、ここに詳細を
ご記入ください。

・必要がある場合、
○をつけてください。

浜松市 防災・ホッとメール

ぼうさいほっとめ〜る

浜松市メール配信サービス「浜松市防災ホッとメール」は、登録された方の携帯電話などに緊急情報、地域情報、気象情報などを電子メールで配信するサービスです。

利用料 無料
(別途通信費はかかります)

●お届けする情報はこちら●

- | | | |
|--|--|---|
| <p>緊急情報</p> <p>避難準備情報、避難勧告・指示、東海地震の緊急情報など</p> | <p>環境情報</p> <p>大気汚染情報(光化学オキシダント情報)など</p> | <p>健康情報</p> <p>感染症(新型インフルエンザ)情報など</p> |
| <p>防犯情報</p> <p>市内の警察署からの情報や市からのお知らせ</p> | <p>地域情報</p> <p>区役所などが同報無線で放送している情報など</p> | <p>注意報・警報</p> <p>注意報・警報の発表または解除をお知らせ</p> |
| <p>地震情報</p> <p>市内で観測した地震の情報をお知らせ</p> | <p>津波情報</p> <p>静岡県沿岸部の津波注意報・警報の発表または解除をお知らせ</p> | <p>火災情報</p> <p>火災の発生、鎮火の情報をお知らせ</p> |

※注意報・警報、地震情報及び津波情報の3情報については、気象庁から発表される情報を配信します。

●携帯電話の場合●

①バーコードリーダー機能付きの場合、右の「登録用QRコード」を読み取り、空メールを送信すると、「登録案内」のURLアドレスが返信されてきますので、アクセスして「登録案内」に進んでください。
バーコードリーダー機能がない場合は、下の「空メール用アドレス」を直接入力して送信してください(件名、内容は入力不要です。)



空メール用アドレス→ entry@city-hamamatsu.jp

●パソコンの場合●

パソコンから登録される場合は、下記から「登録案内」に進んでください。

パソコン用URL→ <https://service.sugumail.com/hamamatsu/html/>

※パソコンから、携帯電話のアドレスで登録することもできます。

ご質問・お問い合わせはこちらまでお願いします。



登録方法等について
サポートセンター

パソコン用: <https://service.sugumail.com/hamamatsu/faq>
携帯電話用: <https://service.sugumail.com/hamamatsu/faq/m>
TEL:0120-670-970 (平日の9:00~18:00)

防災ホッとメールについて
浜松市 危機管理課

TEL:053-457-2537 (平日の8:30~17:15)
FAX:053-457-2530
メール: bosai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法が改正されました ～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警報区域内における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。
「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となります。 ※市町村知事等が対象にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



1 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な**次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難訓練
 - 自衛水防準備の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な措置 に関する事項
- **皆さまが主体的に作成いただくことが重要です。**
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載しておくことも有効**です。

2 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要なる指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらつなど、**多くの方々**が避難訓練に参加することで、**より実効性が高まります。**
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。

避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！

問い合わせ先

- 市町村知事等（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
- 施設の所在する市町村へお問い合わせください。
- 浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること
- 洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域については都道府県へお問い合わせください。
- 法改正に関すること
 - 水防法関係 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
 - 土砂災害防止法関係 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課
- TEL：03-5293-8111（代表） URL：http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html（H29.6.19）

第1 指導グループから
V 令和3年度報酬改定に関すること

1 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要等

既にメールにて周知しておりますが、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要等の資料が厚生労働省ホームページに掲載されています。以下に掲載先を示していますので、ご確認ください。

(掲載先)

ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 障害保健福祉部が実施する検討会等 > 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム > 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

(URL)

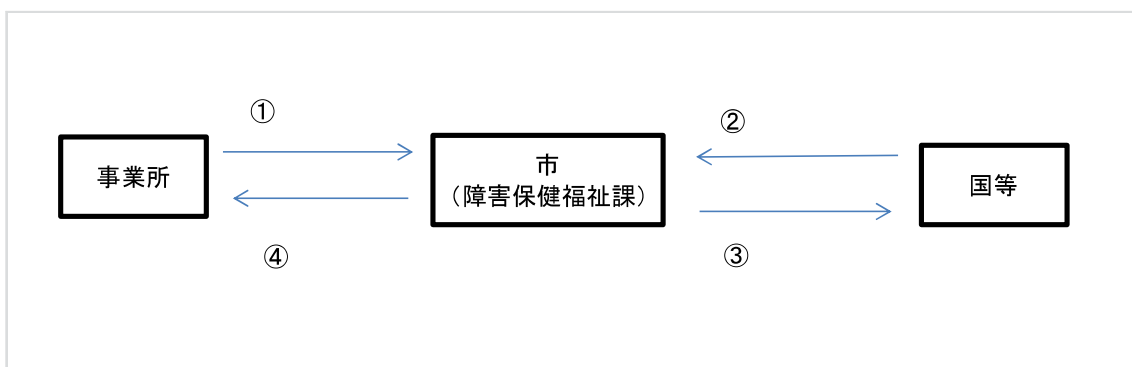
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16573.html

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布について（通知）」（令和3年1月25日付障発0125第5号）、「官報」（令和3年1月25日付号外第15号）については、集団指導の資料を掲載しているページに資料のデータを掲載しています。

2 報酬改定等に関する市への質問について

報酬改定等が予定されている令和3年度当初等においては、事業所から市に対する質問等が多数あることが想定されますが、市においても国等からの通知やQ&A等が示されない状態では、質問に回答できない場合があります。市としても事業所からの質問に正確かつ速やかに回答するために、報酬改定等質問票にて質問を取りまとめ、回答を行う取扱いとします。具体的な取扱いは以下のとおりです。

(具体的な取扱い)



- ① 報酬改定等質問票を作成し、メールにて送付
- ② 国等から通知等の送付
- ③ 必要に応じて国等に質問するなど、報酬改定等の内容を確認
- ④ 質問のあった事業所に対し報酬改定等質問票に回答を記載し送付、あるいは事業所からの質問をとりまとめ、Q&A形式に回答をまとめるなどし、すべての事業所向けに周知することを予定。

また、報酬改定等質問票の様式は以下に掲載していますので、必要に応じて活用ください。

(掲載先)

ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 > 障害福祉サービス等事業者の皆様へ >

3. 指定・指導等の様式

(URL)

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/syoghuku/welfare/jiritu/joho.html>